

石川県における定置網漁業の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月29日
協定認定日 令和6年3月29日
協定施行日 令和6年4月1日

(目的)

第1条 本協定は、定置網漁業で漁獲される水産資源（浮魚類等）の管理に関して、当該水産資源の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該定置網漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって定置網漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、石川県地先海面とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、定置網漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、ぶり、さわら（さわら日本海・東シナ海系群）、まいわし（まいわし対馬暖流系群）、まあじ、するめいか、さば類（まさば日本海系群及びごまさば東シナ海系群）、くろまぐろ（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、定置網漁業とする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

くろまぐろ	資源管理基本方針別紙2－1及び2－2に定める目標
さば類	資源管理基本方針別紙2－16に定める目標
するめいか	資源管理基本方針別紙2－12に定める目標
まあじ	資源管理基本方針別紙2－5に定める目標
まいわし	資源管理基本方針別紙2－7に定める目標
さわら	石川県資源管理方針別紙3－15に定める資源管理の方向性
ぶり	石川県資源管理方針別紙3－23に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 定置網漁業の操業可能期間（漁業権免許上の漁業の時期又は漁業許可上の漁業時期）のうち5%以上の日数を休漁日とするものとする。この遵守のため、参加者はそれぞれ別表の期間について、網揚げ休漁を行うものとする。（重点的管理措置）
- 二 ひらめの採捕可能な最小体長を25cmとする。なお、意図せず採捕された場合には、

直ちに放流することとする。

三 TAC 対象魚種のうち、数量明示対象資源については定置漁業に係る管理区分の TAC 消化率がおおむね 80%を上回った場合に、現行水準対象資源については県の目安数量を上回ることが見込まれる又は上回り、国全体の TAC 管理に影響を及ぼすことが懸念される場合に、期間を定めて経営体ごとの漁獲上限を定める等の方法により、漁獲の積み上がりを抑えることとする。

2 前項の取組に加え、くろまぐろについては、資源管理基本方針、石川県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）別紙及びくろまぐろ（大型魚）別紙の内容を順守するほか、「石川県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定」に参加し、個別漁獲上限等の措置を遵守することとする。【強度な資源管理】

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の重点的管理措置の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
3 第1項の履行確認は、石川県資源管理協議会において行うこととする。
4 第1項の履行確認においては、市場仕切伝票、漁獲成績報告書、漁協出荷状況データ及び記録写真等を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、漁業法第30条第1項、第58条において準用する第52条第1項、第90条第1項の規定により、漁獲量及び漁獲努力量並びに資源管理の状況等を石川県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に石川県及び石川県資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、国の資源管理基本方針及び石川県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、石川県資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の

履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について石川県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び石川県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反した年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所若しくは氏名又は名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定により石川県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙名簿のとおり